

【マニュアル改訂の経緯】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が令和元年 12 月 14 日から施行されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等が改正された。

本改正により、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の欠格要件が、従前の「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」から、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」及び「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に変更されたことを受け、当該欠格要件について審査するための添付書類について見直しを行ったので、これを各マニュアルに反映させるもの。

また、その他の箇所についても、併せて所要の変更を行うもの。

【マニュアルの変更点】

内容	収 運	処 分	届 出
法令改正に伴う、申請者(個人)、法定代理人、役員、株主等、使用人の欠格要件に関する取扱いの見直しを反映した。 【成年被後見人及び被保佐人でない者】 後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書(変更なし) 【成年被後見人又は被保佐人である者】 医師の診断書(詳細についてはマニュアルを参照)	○	○	○
四国中央保健所の移転(令和2年2月3日(月))を反映した。	○	○	○
法人税及び所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類について、電子申請等証明書を添付できない場合の添付書類として、「申請を受信した旨のメール全文」のほか、税務署が電子申請を受理したことを示す公的な書類についても可とした。	○	○	-
事務所の変更に係る変更届出手続きを追加した。	-	-	○
収集運搬車両の駐車場の変更届出の添付書類について、新旧対照表を削除し、写真を追加した。	-	-	○
処分業に係る施設等の変更届出の添付書類に周辺の見取図を追加した。	-	-	○
収集運搬業の積替え若しくは保管場所又は処分業の処分のための保管場所に係る変更届出の添付書類の新旧対照表について、様式及び記載例を追加した。	-	-	○
その他の記載内容の適正化を行った。	○	○	○